

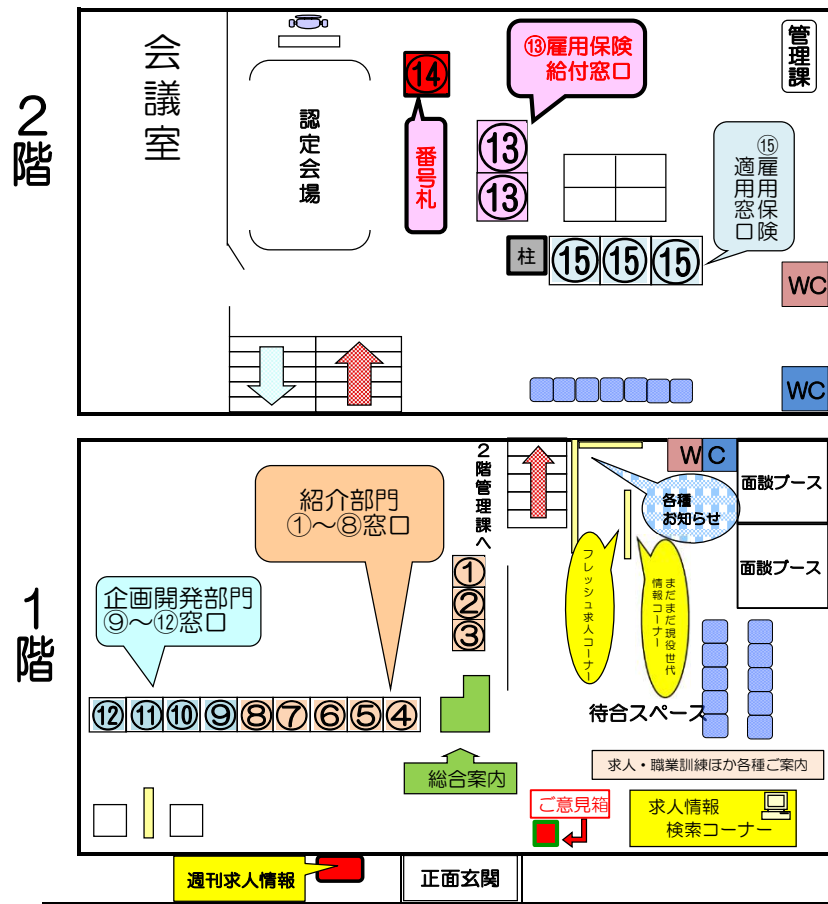


ハローワーク大曲 ご利用案内



ハローワーク大曲では仕事をお探しの方に、求人情報の提供や窓口での職業相談、各種セミナーの開催など、様々なサービスを提供しております。

【 ハローワーク大曲 配置図 】



ハローワーク大曲

〒 014-0034

大崎市大曲住吉町33-3 TEL: 0187-63-0335

開庁時間 月～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始は開庁)

ハローワーク大曲
公式LINE
登録してね!



求人情報は以下により提供しています

■職業相談窓口

窓口で職員と相談しながら、就きたい仕事、希望の条件に合った求人と一緒に探します。皆様の職業選択を応援するための様々なサービスを提供しています。お気軽にご相談ください。



ホームページや
LINEでも
求人情報や各種情報を
見ることができます



ハローワーク大曲
ホームページ



ハローワーク大曲
公式LINE

■ハローワークインターネットサービス

パソコンやスマートフォン等でインターネットにより全国の「求人情報」を検索・確認ができ、詳しい内容が記載された求人票を閲覧・印刷することができます。ハローワーク内に設置されたタブレット(パソコン)と同じ情報がご覧になります。

ここから利用・登録できま



★求職者マイページについて

ハローワークインターネットサービスでマイページを開けると、求人の検索条件や気になる求人をお気に入り保存できる等便利な機能が増えます。また、ハローワークからマイページに求人情報を提供されたり、オンラインハローワーク紹介なども利用できます(対象にならない場合あり)。

■求人情報検索コーナー

ハローワークインターネットサービスによる求人情報を、設置している4台のタブレット(パソコン)でご覧になれます。操作方法がわからない場合は総合案内へお気軽にお申し出ください。



■フレッシュ求人コーナー

最近の数日間に受理した求人票を掲示しています。

■週刊求人情報

金曜日から翌週木曜日までに受理した求人一覧表を毎週金曜日に発行しています。角館・横手のハローワーク管内の求人一覧表も掲示しています。ハローワークの開庁日や時間外にもお持ち帰りできるように、正面玄関脇のボックスにも配置していますのでご利用ください(ハローワーク大曲・角館分のみ)。その他、管内の公的機関や商業施設にも置いてあります。

■「まだまだ、現役世代」情報コーナー

「60歳以上応募歓迎求人」一覧の他、高齢の方の就職等に役立つ情報を掲示しています。

職業相談について

ここに記載の内容以外にも、雇用に関する様々なご相談に応じておりますので、お気軽に窓口をご利用ください。



◆ 職業相談窓口の利用について

職業相談窓口では、ハローワークの利用方法、求人情報の探し方、雇用保険受給手続きなど、就職活動の様々なご相談に応じています。

在職中の方についても求職登録・相談・紹介は可能です。
転職に関する相談はもちろん、現在の勤務先で抱えている悩みなどをお伺いします。

企業や仕事を知るための『求人企業説明会&面接会』『応募前職場見学』を実施しています。

履歴書などの応募書類は、就職活動をする上での最重要アイテムです。
書類選考がある求人ではなおさら重要になってきます。
基本的な作成ルールから、作成した書類の添削指導等もいたしますのでご相談ください。

就職活動に役立つ各種セミナーやイベントも開催しています。

相談窓口は基本的に来所の都度順番で対応していますが、担当職員が違っても同じ話を何度もすることにもなりかねないため、同じ職員を指名して相談もできます。
また、双方合意の「担当者制」として、相談する職員を固定しての就職支援も行います。
日時を予約したうえで来所、ご相談も便利です。

◆ 求人内容について詳しく知りたい

どんな事業所か、求人職種の具体的な仕事内容、就業場所、時間、休日、賃金、必要な経験・資格等、求人票に記載されている内容の詳細はもちろん、現在の応募状況や、求人票に記載されていないが、事業所側がお知らせしたい情報などもご説明いたします。



【右上へ↑】

【続き】

また、採用後に「思っていたのと違う！」とならないよう、求人票の内容でご不明な点があれば、応募前に窓口で必ず確認してください。
職員が直接事業所へ問い合わせることも可能です。

※ 求人票は契約書ではありません。採用後必ず書面等により、労働条件通知書の交付等を受けるようにしてください。

◆ 職業訓練について知りたい

仕事に就きたい方の能力開発支援として各種職業訓練を実施しています。
概ね3～6ヶ月間（コースによっては1年や2年間）受講していただき、再就職に結びつけていただけます。

- 公共職業訓練
原則として雇用保険受給者が対象です。
- 求職者支援訓練
原則として雇用保険を受給できない方が対象です。
給付金制度を利用できる場合があります。

※ 受講を希望し申し込みをされても、申込状況や選考の結果次第で受講できない可能性もありますのでご注意ください。

- 職業訓練の日程については窓口でご相談ください。
- 職業訓練に関する詳しい相談や、受講を希望する場合は、訓練担当を指名してください。

◆ その他

「何曜日に求人は多く出ますか？」といった質問をよくいただきますが、求人は曜日等関係なく毎日受付します。同時に、採用が決まった（紹介期限が過ぎた）求人は取り消され、閲覧・応募ができなくなります。
こまめに求人情報をチェックすることが、ご希望の仕事に就く近道です。

